

○経済産業省令第六十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                            | 改 正 前                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 九 「略」</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> | <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 九 「略」</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> |

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 削除

〔削る〕

(二) ～ (六) 〔略〕

十の二～十六 〔略〕

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ 〔略〕

ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 非接触型の測定装置であつて、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの

(二) 線形可変差動変圧器（LVDT）を用いた測定装

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 棚段塔であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 細粒炭素網を用いたもの

2 二メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの

3 (二) に掲げる内部構造物を有するもの

(二) 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 外径が一・八メートル以上のものであつて、二つ以上の部分に分割されているもの

2 気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

3 硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

十の二～十六 〔略〕

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ 〔略〕

ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 非接触型の測定システムであつて、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの

(二) 線形可変差動変圧器（LVDT）を用いた測定シ

置であつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 [略]

(三) [略]

ハ・ニ [略]

十八ゝ三十六 [略]

三十七 質量分析計であつて、統一原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができる分解能のものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イゝへ [略]

三十八ゝ五十七 [略]

五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

ハ トリチウムの製造に用いられる装置であつて、照射（原子炉内における照射を含む。）によりトリチウムを製造するために特に設計したリチウム（リチウム六の同位体が濃縮されているものに限る。）を含有する標的となる組立品（イ及びロに該当するものを除く。）

ニ トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、

ハに該当する貨物のために特に設計した部分品

五十九ゝ六十二 [略]

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

システムであつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 [略]

(三) [略]

ハ・ニ [略]

十八ゝ三十六 [略]

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イゝへ [略]

三十八ゝ五十七 [略]

五十八 トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

[新設]

[新設]

五十九ゝ六十二 [略]

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

いて製造した成型品

ロ 次のいずれかに該当する繊維を用いて製造した成型品であつて、金属又は炭素をマトリックスとするもの

(一)・(二) [略]

三〇十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本工業規格B一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本工業規格B一五一四―一号で定める精度の等級が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ [略]

二〇七 [略]

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することが出来るものを含む。以下この条において同じ。）位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ [略]

ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（（一）及び（二）にあつては、レーザ干渉計及びレーザを用いた光学エンコーダを除く。）

用した成型品であつて、有機物をマトリックスとするもの

ロ 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であつて、金属又は炭素をマトリックスとするもの

(一)・(二) [略]

三〇十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ISO三二九〇（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本工業規格B一五一四―一号で定める精度が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ [略]

二〇七 [略]

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することが出来るものを含む。以下この条において同じ。）又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ [略]

ロ 直線上の変位を測定するためのものであつて、次のいずれかに該当するもの

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>(一) 非接触型の測定装置であつて、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの</p> <p>(二) 工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの</p> <p>(三) 次の全てに該当するもの</p>                                                                                                                                                                                                 |  |
|  | <p>1 3 「略」</p> <p>(四) (三)に該当する測定装置の組立品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの</p> <p>ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が〇・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）</p> <p>ニ 「略」</p> <p>九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター</p> <p>「削る」</p>                                                                                                                    |  |
|  | <p>「新設」</p> <p>(一) 次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動制御装置とともに使用するように設計したフィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。）及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）</p> <p>1 3 「略」</p> <p>(二) (一)に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの</p> <p>「新設」</p> <p>ハ 「略」</p> <p>九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター</p> <p>イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次</p> |  |

イハ「略」

十 複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、工作機械用に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 削除

ロ 削除

ハ 複合回転テーブルであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの

（二） 輪郭制御のために同時に制御することができるように設計した二つの回転軸を有するもの

ニ 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの

（二） 輪郭制御のために同時に制御することができるように設計したもの

十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

元の情景解析ができるもの

ロニ「略」

十 フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であるもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 直線上の位置のフィードバック装置であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

ロ 角度のフィードバック装置であつて、当該装置の精度が〇・〇〇〇二五度未満のもの

ハ 複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、工作機械に取り付けることによつて、その機械を第二号から第五号までのいずれかに規定する仕様にするすることができるもの

「新設」

十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

一 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ  
る無人航空機の飛行中の空力性能を最適化するために、機体  
推進装置及び揚力制御面を統合するための技術（プログラ  
ムを除く。）

二・三 〔略〕

4・5 〔略〕

第十七条 〔略〕

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技  
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術  
（プログラムを除く。）

イ 第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のいづ  
れかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸  
の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル  
以下のもの

ロ 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号又は第五号の  
いづれかに該当するもの

〔新設〕

一・二 〔略〕

4・5 〔略〕

第十七条 〔略〕

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技  
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号、第五号若しく  
は次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術  
（プログラムを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御を  
することができる軸数が二以上のもののうち、次のいづれ  
かに該当するもの

（一） 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いづれ  
か一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇  
九ミリメートル以下のもの

（二） 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いづれ  
か一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇一  
ミリメートル以下のもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次  
のいずれかに該当するもの

（一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、  
かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一の  
ものであって、次のいずれかに該当するもの

- 二 〔略〕
- 三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
- イ 第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル以下のもの
- ロ 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号又は第五号のいずれかに該当するもの
- 四 〔略〕
- 二 〔略〕
- 三 外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 〔略〕
- 二 削除

- 二 〔略〕
- 三 第一号イ若しくはロ、第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号若しくは第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
- 〔新設〕
- 四 〔略〕
- 二 〔略〕
- 三 外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 〔略〕
- 二 数値制御装置の中でパートプログラムの準備又は修正を行うためのインタラクティブコンピュータグラフィックスの設
- 1 移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル以下のもの
- 2 移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が○・○○○一ミリメートル以下のもの
- （二） 第五条第二号ロ（二） 1から3までのいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル以下のもの



### 三 削除

#### 四・五 「略」

4 5 6 「略」

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

#### 一 「略」

二 第六条に該当するもの（同条第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

#### イ 「略」

ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の（一）及び（二）に該当するものの設計又は製造に必要な技術

（一）・（二） 「略」

ハ プロセスデザインキット（同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。）

#### 三・四

五 第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 5 「略」

第二十条 外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技

計に係る技術（プログラムを除く。）

三 数値制御装置に与えられた設計データを工作機械に対する命令に変換するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）

#### 四・五 「略」

4 5 6 「略」

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

#### 一 「略」

二 第六条に該当するもの（同条第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

#### イ 「略」

ロ 同条第一号ハからヲまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の（一）及び（二）に該当するものの設計又は製造に必要な技術

（一）・（二） 「略」

「新設」

#### 三・四

五 第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十二号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 5 「略」

第二十条 外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技